

地域子ども・子育て支援事業（13事業）の説明

（子ども・子育て支援法 第59条）

① 利用者支援事業

子育て中の親子や妊婦等が、幼稚園、保育所等の施設あるいは地域の子育て支援事業の中から必要な支援を選択して円滑に利用できるように、行政窓口その他の場所で専任職員が情報提供、相談、援助を行い、関係機関との連絡調整を行う事業です。母子保健型（平成30年度よりスタート）。

② 時間外保育事業（延長保育事業）

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が出産や病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、市が委託する児童養護施設等に子どもを預け必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う場合もあります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業等）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

⑦ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

子どもが病中又は病気の回復期であって、集団保育が困難で医師が必要と認めた期間、医療施設等に付設された専用スペースで、一時的に保育及び看護ケアを実施する事業です。

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てのお手伝いをしたい会員（サポート会員）と、子育てのお手伝いを受けたい会員（ファミリー会員）による、組織的な相互援助活動（有償ボランティア活動）です。事前に事業説明会に参加し、入会する必要があります。ファミリー会員からの利用希望があった場合に、センターがサポート会員と連絡調整して、援助活動につなげていきます。

⑨ 一時預かり事業

急な用事等、家庭で一時的に保育が困難になった場合に、幼稚園や保育所等で子どもを預かる事業です。なお、幼稚園での教育標準時間前後の預かり保育も一時預かり事業に含めています。

⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊婦の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な出産に資するよう、母子保健法第13条に基づき実施している事業です。現在、本市においては、妊娠確定後、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた方に、妊婦健康診査14回分と妊婦超音波検査4回分、妊婦子宮頸がん検診1回分を一部公費で受診できる受診票をお渡ししています。

⑪ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者の就労等の理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る事業です。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
特定教育・保育施設または地域型保育事業の利用の際に、教育・保育に係る日用品、文房具その他必要な物品の購入等に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当したときに、その実費徴収の一部を助成する事業です。
- ・施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助
幼稚園等の利用の際に、食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収が行われた場合について、保護者の世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した時に、その実費徴収の一部を助成する事業です。

⑬ 多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業

子ども・子育て支援新制度において、多様な事業者の技術、手法、経験などを活用し、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。